29年度軽自動車税 税率のお知らせ

問い合わせ　税務室（TEL892・0121）

29年度の軽自動車税の税率は、下表のとおりです。なお、「軽自動車税の減免制度」については、「広報かたの」5月号でお知らせします。

■3輪・4輪車の軽自動車

※初度検査年月から14年目を迎える車両のことで、その年度から税率が適用されます。13年目までは登録の時期によって、①または②の税率となります。（対象外車両は、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車です）。

■原付・ミニカー・オートバイ・小型特殊自動車

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下	2000円
	51～90cc	2000円
	91～125cc	2400円
	ミニカー50cc以下	3700円
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3600円
2輪の小型自動車	250cc超	6000円
小型特殊自動車	農耕用（トラクターなど）	2400円
	その他（フォークリフトなど）	5900円

（車種区分の下段：排気量等）

■3輪・4輪車の軽自動車

税率（年額）	3輪	4輪乗用 自家用	4輪乗用 営業用	4輪貨物 自家用	4輪貨物 営業用
①平成27年3月以前に登録された車両	3100円	7200円	5500円	4000円	3000円
②平成27年4月以降に登録された車両	3900円	1万800円	6900円	5000円	3800円
③初度検査後13年を超える車両（※）	4600円	1万2900円	8200円	6000円	4500円

■ 軽自動車のグリーン化特例

地方税法の改正により、平成28年4月1日～29年3月31日の間に初度検査を受けた軽自動車のうち、下表の車両については、29年度のみ軽自動車税が軽減されます。

車種		税率（年額）			
軽乗用車		標準税率	電気・天然ガス軽自動車	平成32年度燃費基準+20%達成車両	平成32年度燃費基準達成車両
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
3輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
4輪	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
軽貨物車		標準税率	電気・天然ガス軽自動車	平成27年度燃費基準+35%達成車両	平成27年度燃費基準+15%達成車両
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
3輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
4輪	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

新指定管理者が決まりました

現在の指定管理者（一部の公共施設の管理者）の指定期間が3月31日で終了するため、4月1日から5年間を指定期間とする新たな指定管理者を左表のとおり、指定しました。

施設名	指定管理者	所管課
星の里いわふね	毎日美装㈱	社会教育課
星田西体育施設	毎日美装㈱	社会教育課
いきいきランド交野	ミズノグループ	社会教育課
世代間交流センター	（社福）交野市社会福祉協議会	福祉総務課
ボランティアセンター	（社福）交野市社会福祉協議会	福祉総務課
高齢者生きがい創造センター	（公社）交野市シルバー人材センター	高齢介護課
自転車駐車場	（公社）交野市シルバー人材センター	土木建設課
地域子育て支援センター	㈱プロケア	子育て支援課

問い合わせ　財務課（TEL892・0121）

高額医療・高額介護合算制度

問い合わせ　各担当課

医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のそれぞれの自己負担額を合算して、自己負担限度額に500円を加えた額以上の場合は、申請に基づき、その超えた金額を支給します。同一世帯内でも、対象年度の末日（通常は7月31日）に、加入している医療保険ごとに計算します。

なお、自己負担額の合算は、高額療養費や高額介護サービス費を受給した後の自己負担額を合計して合算します。

■**申請方法**

後期高齢者医療制度加入で該当すると思われる人には1月下旬に、国民健康保険加入で該当すると思われる人には3月下旬以降に申請書を送付します。

申請書に必要事項を記入し、各医療保険者に提出してください。なお、計算期間中に保険者の変更などにより、申請書が送付されないことがありますので、下表のいずれかに該当する場合は、お問い合わせください。

■**70歳以上の人がいる世帯の自己負担限度額**

※1＝ただし、住民税課税所得が145万円以上でも要件を満たせば、申請により「一般」の区分と同様になります。

※2＝住民税非課税世帯Ⅰで複数の介護サービス利用者がいる世帯の場合は、介護支給分の限度額が31万円となります。

▽住民税非課税世帯Ⅰ＝世帯全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得が0円の世帯の人（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算）

▽住民税非課税世帯Ⅱ＝世帯全員が住民税非課税でⅠ以外の人

■**70歳未満の世帯の自己負担限度額**

70歳未満の世帯の自己負担限度額は、平成27年8月からの計算期間の自己負担限度額です。

70歳以上の人がいる世帯の自己負担限度額（年額）

所得区分	後期高齢者医療制度＋介護保険（75歳以上の人がいる世帯）	国民健康保険等＋介護保険（70～74歳の人がいる世帯）
現役並み所得者（住民税課税所得145万円以上）※1	67万円	
一般（住民税課税所得145万円未満）	56万円	
住民税非課税世帯Ⅱ	31万円	
住民税非課税世帯Ⅰ	19万円（※2）	

70歳未満の世帯の自己負担限度額（年額）

所得区分「総所得金額等」	国民健康保険等＋介護保険
上位所得者（所得901万円超）	212万円
上位所得者（所得600万円超901万円以下）	141万円
一般（所得210万円超600万円以下）	67万円
一般（所得210万円以下）	60万円
住民税非課税世帯	34万円

■**問い合わせ先**

▽後期高齢者医療制度加入者＝府後期高齢者医療広域連合給付課（TEL06・4790・2031）

▽国民健康保険加入者＝医療保険課（TEL892・0121）

▽社会保険加入者＝加入している医療保険者

▽介護保険＝高齢介護課（TEL893・6400）

スプレー缶などの捨て方にご注意！

中身が残ったスプレー缶（エアゾール缶）・カセットボンベをそのままごみ収集に出すと、ごみ収集車やごみ処理施設での火災・破壊事故の原因となり、大変危険です。

ごみ収集車火災の様子 →

← 燃えたスプレー缶など

スプレー缶などは中身を全部使い切るか、使い切れない場合は、必ず火の気のない風通しの良い屋外で、音がしなくなるまでスプレーボタンを押して、中身を出し切ってください。スプレー缶に中身の出し方が記載されている場合は、それに従い処理しましょう。

問い合わせ　環境事業課（TEL 892・2471）

青年の家施設利用料金の改定

問い合わせ　社会教育課（TEL 892・7721）

■青年の家（武道館施設含む）

基本的な使用料（一般の市民が使用する場合）については変更がありませんが、4月1日から次の対象となる場合について、使用料を改定します。

▽改定の対象となる場合

①小・中学生（小・中学生が主となって活動している団体であって、保護者が同伴している場合に限る）や、心身に障がいがある人（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人）が利用する場合

②市民等以外の人が、利用する場合

③入場料、整理券などの料金を徴収して利用する場合

▽利用料金の改定

これまでの使用料に対して、右表の倍率を乗じた金額が使用料となります。詳細については、お問い合わせください。

※「市民等」とは、市内在住・在勤・在学者のことをいいます。

区　分		倍　率
①小・中学生等が利用する場合	市民等	0.5 倍
	市民等以外	1.0 倍
②市民等以外が利用する場合		1.5 倍
③入場料、整理券などの料金を徴収して利用する場合	アマチュア（市民等）	1.5 倍
	アマチュア（市民等以外）	3.0 倍
	アマチュア以外	5.0 倍

ようこそ！校区福祉委員会 ～ Vol. 4 ～

問い合わせ　社会福祉協議会（TEL 895・1185）

私市小学校区福祉委員会 ～「子どもたちの成長が地域を元気に！」～

私市小学校区福祉委員会は、地域に住む子どもたちと高齢者のみなさんの世代間交流の充実を図り、健康で安心して日々を楽しく過ごしてもらえるように、みなさんと共に取り組んでいます。

＝＝＝ 活動紹介 ＝＝＝

毎年1月に、私市小学校1年生の児童と〝昔遊び体験〟を通して、楽しく交流を図っています。

昨年10月には、2年生になった児童が、昔遊び体験のお礼に「いきいきサロン」を訪問し、グループ別の物語を披露してくれました。そして、私たちも「カンタービレ」によるハンドベルの演奏をプレゼントしました。児童たちの成長に、私たちも元気をもらいました。

「カンタービレ」によるハンドベル演奏の様子

◆子育てサロン
と　き　第1金曜日午前10時～正午
ところ　井手之内会館
対　象　未就園児と保護者

◆いきいきサロン
と　き　第3金曜日午後1時30分～3時30分
ところ　私市会館
対　象　高齢者

◆まごころサロン
と　き　第4火曜日午前10時～午後4時
ところ　私市山手自治会館
対　象　乳児から高齢者